

平成31年第1回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第2号
受 理 年 月 日	平成31年1月31日
件 名	「障害者福祉の拠点整備」に関する請願
請願者の住所 及び氏名	曾根康乃 外687名
請願の趣旨	別記のとおり
紹介議員氏名	黒澤健一、松島修一、今関公美

【請願趣旨】

この度、平成30年第4回北本市議会定例会におきまして、北本市緑4丁目198番地にある「北本市立教育センター」の移転が決定いたしました。

この施設は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、教育の充実と振興を図るため、教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。教育関係職員の研修に関すること。教育相談に関すること。教育に関する資料の収集及び活用に関すること等の事業を展開してきた施設でした。

この「北本市立教育センター」は、「障害福祉サービス事業所北本市立ふれあいの家（ふれあいの家・ふれんどりい）」の中間に位置し、移転は、老朽化が主な原因とされ、その後の対策として、施設の取り壊しを進め、更地として利用されると聞いております。

この地域は、雑木林に囲まれ落ち着いた雰囲気のある環境で、「北本市立教育センター」用地には、「北本市立ふれあいの家」、さらには、市有地が隣接して存在しており、市有地の有効活用を含めて、市として、障害者施設の拠点整備事業として、一体として整備する機会に恵まれたと理解するところであり、障害者関連施設の集約化が図られるものと考えます。

平成27年第1回北本市議会定例会において、障害福祉サービス事業所に関する請願が採択されました。今後、予定される利用者の増加対策、生活支援のための作業所及びグループホームの基盤整備など、親亡き後の施設整備は必要性がますます高まってきています。障がい者の安心安全なよりどころとしての事業の充実と拡充を図っていただきたく、「北本市立教育センター」の移転に関して、障害者福祉の拠点整備に活用していただきたく、特段のご高配を持って下記のとおり請願するものであります。

【請願事項】

- 1 「北本市立教育センター」を解体した跡地に関しては、「北本市立ふれあいの家の用地拡張」として一体的な整備をすること。
- 2 市が保有している隣接地を、グループホームや作業所等としての福祉環境の整備に活用し、北本市障害者福祉の拠点整備を図ること。